

令和5年3月23日

米原市議会議長 今 中 力 松 様

健康福祉教育常任委員会委員長 山 脇 正 孝



精神障がい者に対する医療費助成制度の改善を求める意見書案

上記の議案を、別紙のとおり米原市議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

意見書第1号

精神障がい者に対する医療費助成制度の改善を求める意見書（案）

平成17年に制定された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」は、身体障がい、知的障がい、精神障がいを一元化し、その基本理念として、「障がい者および障がい児が日常生活または社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである。」と定めている。

滋賀県においては、障害者総合支援法および同法施行令に基づく「自立支援医療（精神通院医療）」に係る助成を行っており、また、当該助成制度に係る自己負担分に対する県独自の助成制度を実施している。しかしながら「自立支援医療（精神通院医療）」に係る助成および県独自の助成制度は、「自立支援医療（精神通院医療）」の対象となる医療にしか適用されず、県の指定する指定自立支援医療機関（精神通院）への通院のみが対象となっており、他科目での受診や入院は対象とされていない。

一方で、県外の他の自治体では、「自立支援医療（精神通院医療）」とあわせた県独自の助成事業の他に全科目を対象とした通院および入院に対する県独自の助成制度を行っているところもある。また、県内の自治体においても精神障害者保健福祉手帳1級を所持し、あわせて「自立支援医療受給者証（精神通院医療）」を所持する者に対し、全科目に係る通院および入院に伴う自己負担額に対する助成制度を実施している自治体も存在する。

重度の精神障がい者は働くことが困難な人が多く、長期にわたる通院を余儀なくされ、症状によっては長期の入院加療を必要とする場合もある。このような状況下にあつて、その居住する自治体によって、助成制度に格差が生じている現状には問題がある。

よって、滋賀県におかれては、障害者総合支援法の理念に則り、重度の精神障がい者に対する医療費助成制度について、他県の状況も参考としながら、必要な措置を講じていただくよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月23日

滋賀県米原市議会

提出先 滋賀県知事